

多摩市既存ストック再生型優良建築物等 整備事業のご案内

令和6年度



制度の概要

多摩市では、「優良建築物等整備事業」のマンション建替タイプを、平成16年度より、管理組合等に対して助成を開始しました。さらに、マンション再生を進めるため、令和元年度からは新たに既存ストック再生型についても助成対象とし、経年化したマンションの共有部分を改修し、現在の居住ニーズに合わせた性能・機能向上や長寿命化を図る場合に利用することができます。

各管理組合等で、建替え、改修といった“マンション再生”を進めるため、この制度及び助成を是非ご活用ください。

管理組合

発注

工事・設計会社

助成

本補助制度

助成対象：工事費、現況調査、建築設計費等

補助率：2/3助成（戸当り50万円限度）

※令和9年3月31日までに着手する事業であること

※必ず、補助金申請年度の前年度5月末までに、市へ事前相談をお願いいたします。

助成対象 ※建築物ごとに要件を満たす必要があります

- 10名以上の区分所有者
- 階数が3階以上であること
- 耐火建築物又は準耐火建築物であること

助成要件

- 事業実施後の建築物の延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されること
- 各戸床面積50㎡以上、地階を除く回数が3階以上
- 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたもの
- 耐震性を有する又は改修とあわせて耐震改修を実施
- 露出した吹付けアスベストが存在しない又は吹付けアスベストの除去等の改修を実施
- 管理組合・管理規約・長期修繕計画が有る・総会を開催している【都要件】
- 計画期間を25年以上に設定した長期修繕計画があり、当該長期修繕計画に修繕積立金を設定していること。さらに、積み立てられている修繕積立金の額が長期修繕計画に設定されている修繕積立金の額とおおむね一致していること
- 敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね300平方メートル以上のもの【都要件】
- 幅員6m以上の道路に4m以上接すること
- 原則として、管理規約が標準管理規約に準じたものであり、かつ住宅の用途を住宅以外の用途に変更してはならないことが規定されていること【都要件】
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づく管理計画認定の取得に努めること【都要件】

対象事業 ※国や都の補助金と本事業の助成対象経費が重複するものは、併用できません。

- バリアフリー改修（エレベーターの設置、階段勾配の緩和、段差の解消）
- 省エネ改修（外壁や屋上の断熱改修、窓の二重サッシ化）
- 防災対策改修（防災備蓄倉庫の整備、耐震性貯水槽の整備）等
- 維持管理対策改修（建築物の維持管理を容易化するための改修）
- 子育て支援対応改修（子育てを支援する環境整備のための改修）

お問合せ・事前相談

〒206-8666

東京都多摩市関戸6-12-1（東庁舎2階）多摩市 都市整備部 都市計画課 住宅担当

TEL：042-338-6817

FAX：042-339-7754

